海老名市 ICT･データ活用推進指針

令和２年４月

神奈川県海老名市

目　　次

第１章　現状と課題

１　海老名市 ICT･データ活用推進指針策定にあたって･････････　1

２　これまでの取り組み･････････････････････････････････････　1
（１）海老名市 OA 化推進計画･････････････････････････････････　1
（２）海老名市情報化推進計画･････････････････････････････････　2
（３）海老名市電子自治体推進指針･････････････････････････････　2

３　国の動向･･･　2
（１）官民データ活用基本法･･････････････････････････････････････　2
（２）デジタル・ガバメント推進方針･･････････････････････････････　3
（３）デジタル手続法･･･　3

４　課題･･･　4

第２章　基本的な考え方

１　基本方針･･･　5
（１）手続における情報通信の技術の利用等に係る取組･････････････　5
（２）官民データの容易な利用等に係る取組･･･････････････････････　5
（３）個人番号カードの普及及び活用に係る取組･･･････････････････　5

２　指針の位置付け･･･　5

３　推進体制･･･　5

４　適用期間･･･　6

５　目標･･･　6
（１）行政サービスの高度化･･････････････････････････････････････　6
（２）行政内部の事務の効率化･････････････････････････････････････　7
（３）人材育成・情報化推進体制の整備･･･････････････････････････　9
（４）個人情報保護・セキュリティ対策･･･････････････････････････　9

第１章　現状と課題

１　海老名市 ICT･データ活用推進指針策定にあたって

近年、ICT（情報通信技術：Information and Communication Technology）はますます進展を続けており、スマートフォンの普及、IoT*の技術進歩、有線・無線ネットワークの高速化・大容量化、AI**･RPA***の進化により、高度な業務の効率化や市民サービスの質の向上が可能になるとともに、データの比較分析などにより住民のニーズや課題を把握し、より効果的な施策を打ち出すことが可能になり、ICT 及びデータの利活用は今後の地方自治体運営にとってますます重要なものとなっています。

海老名市 ICT･データ活用推進指針は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成 30 年６月 15 日閣議決定）」を受けて、ICT を活用した業務の効率化及び多様なデータの利活用により、市民の利便性向上や地域経済の活性化を図るとともに、これからの電子自治体としての海老名市の基本的方向性を示すために策定します。

２　これまでの取り組み

（１）海老名市 OA 化推進計画

市では、汎用コンピュータを昭和 42 年から導入し、住民記録オンラインシステムをはじめ、賦課徴収システム等の大量・大型業務を中心に業務のシステム化を図ってきました。

そうした中、平成８年度に「海老名市OA化推進計画」を策定し、電子決裁システムを取り入れた財務会計システムの導入、住民票等自動交付機の設置、市ホームページの開設、市内10箇所のコミュニティセンターへのインターネット情報端末の設置など、さまざまなOA化の取り組みを実施してきました。

また、平成10年度には市ホームページを開設、平成11年度にはグループウェア（メール・会議室予約等）を導入し、職員間の情報共有化やコミュニケーションの向上、事務の効率化を図ってきました。

---

*　IoT（Internet of Things）とは、自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットに接続され、情報交換することで、モノのデータ化やそれに基づく自動化などが進み、新たな付加価値を生み出すもの。

**　AI（Artificial Intelligence）とは、人間が行う知的な作業や判断をコンピュータに行わせるための技術。

***　RPA（Robotic Process Automation）とは、ソフトウェアロボットを活用して、主にパソコンを使用した業務を自動化すること。

（２）海老名市情報化推進計画

平成 13 年度からの「海老名市第三次総合計画後期基本計画」において、情報化社会への対応として IT を積極的に活用する主要プロジェクトを位置付けるとともに、平成 14 年４月には地域の情報化と事務事業の高度情報化を図るため、平成 14 年度から平成 16 年度の３か年を計画期間とする「海老名市情報化推進計画」を策定しました。

さらなる行政の情報化を進めるにあたっては、まず、「職員一人１台パソコン」の実現を目指し、市職員が使用するパソコンの台数を段階的に増やしていくことを進めました。

平成 13 年度にはパソコンは職員三人に１台弱という割合でしたが、平成 16 年度には必要な職員全員への配備をほぼ完了し、職員一人１台パソコン配備を実現しました。

パソコンの増加や業務の OA 化に伴い、情報セキュリティの確保を確実なものにするため、平成 15 年度に「海老名市情報セキュリティポリシー」を定め、情報セキュリティ委員会や内部情報セキュリティ監査委員会を設置することで、セキュリティ確保体制を整えてきました。

その後、平成 17 年度と平成 18 年度に改訂を実施しています。

（３）海老名市電子自治体推進指針

平成 20 年度からの「海老名市第四次総合計画」において電子情報化の推進が基本計画として掲げられ、情報技術を活用して行政運営の高度化・効率化を図っていくこととなりました。これに伴い平成 20 年度から平成 24 年度の５か年を計画期間とする「海老名市電子自治体推進指針」を策定しました。

本指針のもと、文書管理システムの導入、えびなメールサービスの運用開始、コンビニ収納の開始、Web 会議システムの導入、被災者支援システムの導入、市ホームページのクラウド化など、市民サービスの向上と行政事務の効率化を実施してきました。

その後、平成 24 年度と平成 30 年度に改訂を実施しています。

３　国の動向

（１）官民データ活用推進基本法

平成28年12月、官民のデータ利活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するため、「官民データ活用推進基本法」（以下「基本法」）が公布・施行されました。

基本法では、官民データ活用により得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案や、AI、IoT、クラウド等の先端技術の活用を促進してくことが基本理念として掲げられるとともに、行政手続等のオンライン化、オープンデータの促進等の基本的施策が示されています。また、市町村に対しては、官

民データ活用の推進に関する計画の策定を努力義務として求めています。
この基本法に基づき、国では平成29年５月に「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を策定しました。

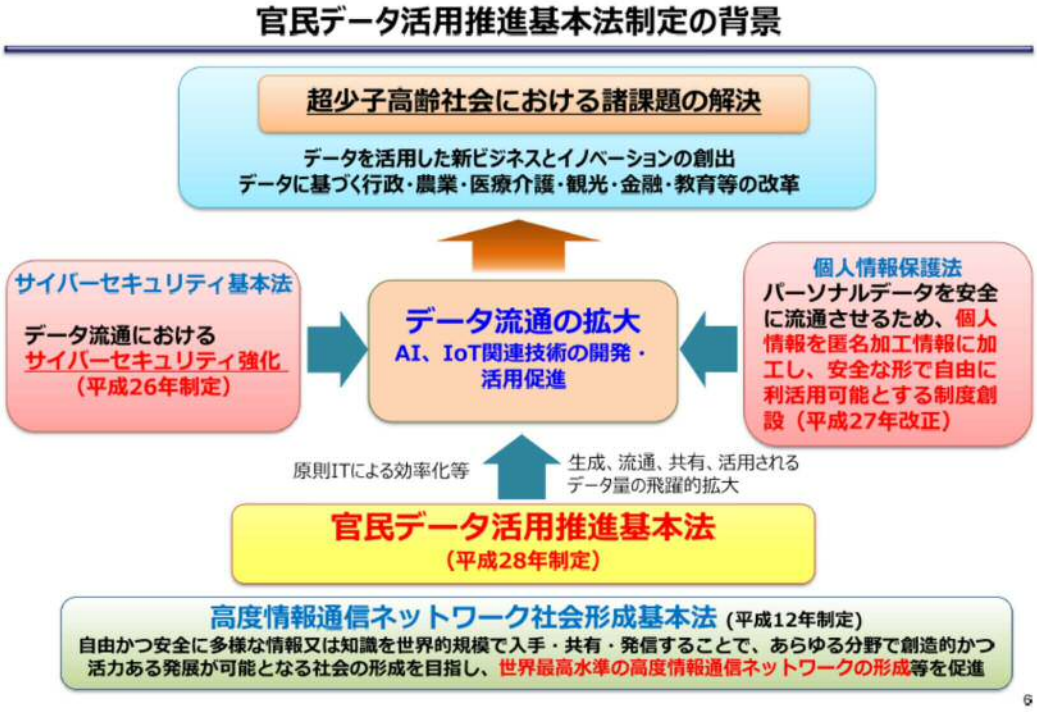

「首相官邸ホームページ」より

（２）デジタル・ガバメント推進方針

基本法の下、行政が目指すべき電子行政の方針を取りまとめたものとして、平成29年５月に国は、「デジタル・ガバメント推進方針」（以下「推進方針」という。）を策定し、その推進方針の内容を具体化し実行するものとして、平成30年１月に「デジタル・ガバメント実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定しました。

実行計画は令和元年12月20日に改定され、行政手続のオンライン化の推進、オープンデータの推進、AI・RPA等による業務効率化の推進、官民データ活用推進計画策定の推進などが記載されています。

（３）デジタル手続法

令和元年５月に成立した「デジタル手続法」のうち、「デジタル手続法による改正後の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」においては、デジタルファースト、ワンスオンリー及びコネクテッド・ワンストップを基本原則として、行政手続のオンライン原則、添付書類の撤廃などが定められています。

地方公共団体も、国に準じて、行政手続のオンライン化に必要な施策を講ずるよう努めなければならないこととされています。

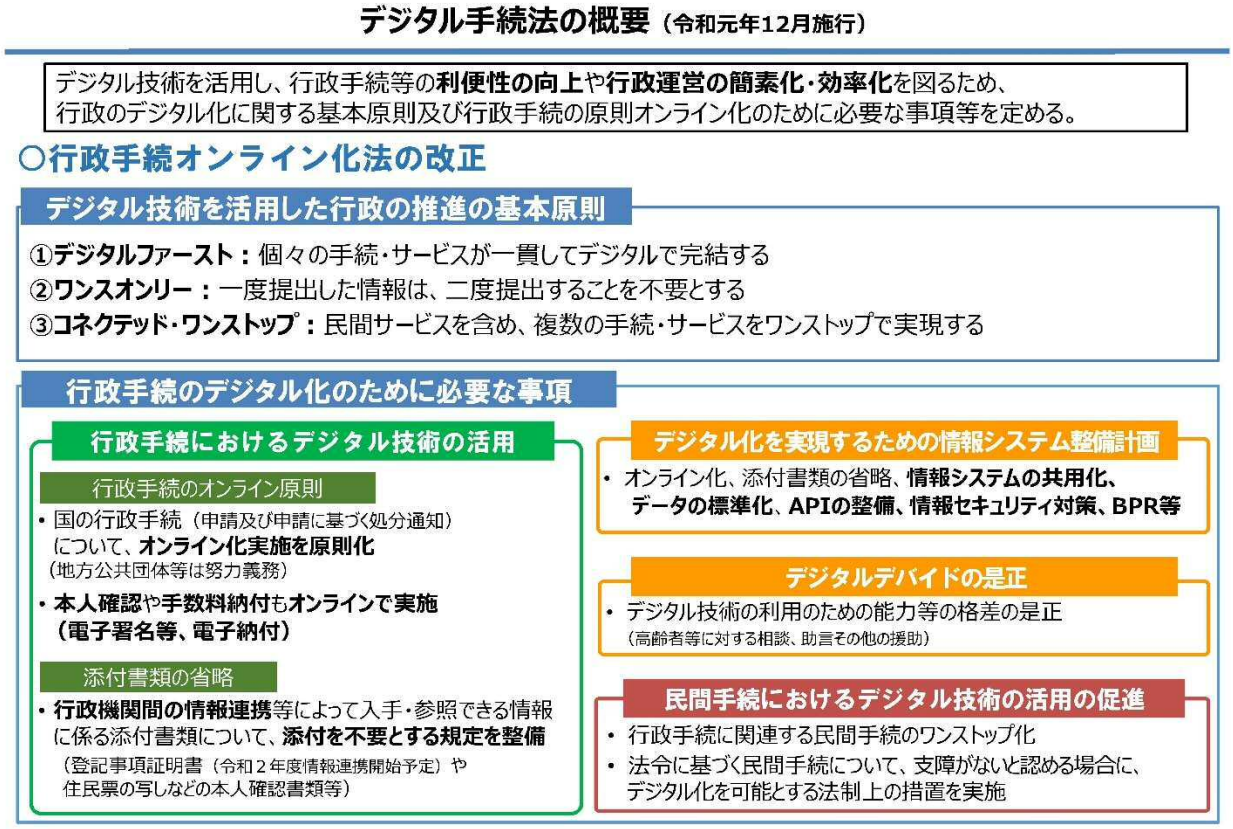

内閣官房「デジタル手続法概要」より

4　課題

海老名市では電子自治体の実現に向け、情報システム基盤の整備を進めるとともに、ICT の活用を図ってきました。

しかし、ICT の進展は著しく早く、人口減少や少子高齢化が進行する中で、安定的な行政運営を確保し、地域サービスの質を維持していくためには、限られた予算・人材を有効に活用していくことが必要となっています。

今後は、行政手続のさらなるオンライン化による利便性向上や、AI･RPA などの新たな ICT を活用することによる業務効率化を進め、庁内情報システムの最適化、導入・運用経費の削減に継続して取り組んでいくことが重要となっています。

第２章　基本的な考え方

１　基本方針

今後、本格的な人口減少や少子高齢化が進行し、財源や人的資源の不足が懸念されています。

こうした中で、限られた予算や人材を有効に活用し、質の高い市民サービスを提供するためには、これまで以上の業務効率化が必要であり、ICT及びデータの利活用は不可欠です。

そこで、海老名市では次の３つの取組を基本的な方針として定め、ICT及びデータの利活用に積極的に取り組みます。

（１）手続における情報通信の技術の利用等に係る取組

従来の紙文化から脱却し、官民データ利活用に向けた行政手続等におけるオンライン化の原則、それに伴う情報システム改革・業務の見直しを推進します。併せて、行政手続等におけるオンライン化の原則を実現するため、住民や職員等の利用者側におけるオンライン化についても利用を促進します。

（２）官民データの容易な利用等に係る取組

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、海老名市が保有するデータのオープンデータ化を推進します。

（３）個人番号カードの普及及び活用に係る取組

行政サービスにおける個人番号カードの利用を促進することで、行政の事務負担の軽減及び住民の利便性向上を目指します。

２　指針の位置付け

本指針は、ICT及びデータの積極的な利活用を基本方針とすることから、基本法第９条に定められた市町村官民データ活用推進計画とします。また、情報化を推進することで「電子自治体」としての海老名市を実現するため、市の情報化推進に関する最上位の指針として位置付けます。

３　推進体制

情報化施策を実際に推進するにあたっては、「えびな未来創造プラン２０２０」に基づく各所管課の事務事業計画等を積極的に展開します。

情報システム部門はその進行状態を確認し、本指針や国等の情報化施策の動向、最新ICTの動向等を見極めながら、市全体として組織的にICT及びデータの利活用に取り組めるよう、情報提供や新たなシステム構築の提案等を行います。また、計画の推進に当たり、情報セキュリティの確保の観点から、適切な対策を講じていきます。

４　適用期間

本指針の適用期間については、令和２年度から令和６年度までの５年間としますが、ICT及びデータの積極的な利活用を推進するため、ICTを取り巻く環境変化等に対応するため、必要に応じて指針の見直しを行います。

５　目標

情報化の推進は、それ自体を目標とするのではなく、それによって行政サービスの高度化や行政の内部事務の効率化が図られることで、市民にとって「より早く・より簡単に・より質の高い」サービスの提供が実現されなければなりません。

それには電子化ばかりではなく、しっかりとした体制作りや人材の育成、情報の安全性の確保も重要になってきます。

こうした情報化社会にふさわしい市民生活を支援する体制を構築することで、市民の皆さんが「いつでも・どこでも・だれもが」行政情報を取得し、その恩恵を享受し、今まで以上に積極的な市政運営への参加を実現することを目標としています。

（１）行政サービスの高度化

○　市民サービスの更なる電子化の推進

「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」と連動させて、各種行政手続等のオンライン化することで、各手続きにかかる市民の負担を軽減し、より利便性の高い分かりやすい情報システムの構築を推進します。

また、神奈川県市町村電子自治体共同運営協議会で運営している、電子申請・届出システムや施設予約システムを活用して、行政手続における利便性向上を図ります。

○　ICTを活用した双方向の情報交換

ICTを更に活用して市のホームページや電子メール、SNS等を通じ、行政情報の積極的な開示を進めるとともに、市民に対する分かりやすい情報提供と事務事業の透明性の向上に努め、市民と行政との情報のやりとりを双方向で行うことのできる環境整備を推進します。

また、「マイナポータル（マイナンバーに関連した個人情報を自ら確認できるサイト)」を活用した、市民の皆さんへの情報提供（プッシュ型サービス）の導入について研究を進めていきます。

○　公衆無線LANの拡大

公共施設に公衆無線LAN（インターネットにアクセスできる環境）を設置し、災害時におけるインターネット接続環境の確保や、市民サービスの向上を進めます。

現在設置されている16カ所（市役所、コミュニティセンター、文化会館等）に加えての設置場所追加や、既存施設においては、利用できる範囲の拡大を検討します。

○　オープンデータの推進

市の保有する統計情報や地理空間情報などの公共データを、市民や企業等に対して二次利用可能なデータとして提供するオープンデータについて、現在、ホームページで公開されている内容を充実させていきます。

県央10自治体で組織されている「さがみオープンデータ推進研究会」の活動や、神奈川県による、県・市町村との共同データ公開に協力し、オープンデータを推進していきます。

（２）行政内部の事務の効率化

○　働き方改革を支える新たなICTによる業務効率化

AI（人工知能）やRPA（ロボットによる業務自動化）など最新のICTを活用して、事務事業の効率化に取り組みます。

また、モバイルパソコンの導入やネットワークの無線化、テレワークの検討など、職員の働きやすい環境の整備を進めます。

○　ホストコンピュータ業務のオープン化推進

現在ホストコンピュータ（単独メーカーによる独自仕様の機材・ソフトで構成された汎用システム）により自庁開発で行っている業務を、オープン系（複数メーカーによる標準規格製品の組み合わせで構成される）システムへ、令和５年度までに順次移行していくことにより、シス

テムの安定稼働、制度改正時の即時対応や、ホストコンピュータ技術者減少による自庁開発の限界等を防ぎます。

○　情報システムのクラウド化・標準化

システムを、外部のデータセンターにネットワーク経由で利用するクラウド化を進め、運用経費縮減やセキュリティ水準の向上及び災害時における業務継続性の確保を図るとともに、他自治体のクラウド化の動向を勘案しながら、自治体クラウド*利用の検討を進めていきます。

また、システム間の情報連携による業務の利便性向上及びコストの削減に係る効果が期待できるため、各種のデータの標準化（地域情報プラットフォーム標準仕様**、中間標準レイアウト仕様***への準拠等）に向けた取り組みを検証していきます。

○　職員間の情報共有によるスキル向上

職員の持つ知識やスキル、情報を庁内全体で共有し有効に活用することで市民サービスの向上を図ります。

また、グループウェア等の情報システムの見直しや、総合事務処理システムの充実を行うとともに、新たな情報システムの整備を推進します。

---

* 自治体クラウド

住民基本台帳・税務・福祉等の自治体の情報システムやデータを、外部のデータセンターにおいて管理・運用し、複数の自治体で共同利用する取り組み。

** 地域情報プラットフォーム標準仕様

自治体の庁内の様々な業務システム間の情報連携（電子情報のやりとり等）を可能にする標準仕様。

*** 中間標準レイアウト

自治体の情報システム更改に際し、既存システムから次期システムへのデータ移行を円滑に行うため、移行データの項目名称、データ型、桁数、その他属性情報等を標準的な形式として定めた、移行ファイルのレイアウト仕様。

（３）人材育成・情報化推進体制の整備

○　職員のICTスキル向上

高度化するICTを効果的に活用するためには、ハードウェアやソフトウェアの導入・整備を進めるだけでなく、それらを適正に使いこなせる人材育成を含めた推進体制を整備しなければなりません。

情報システム部門以外の職員についても、定期的な研修を実施することでICTに関する知識やスキルを向上させ、情報システム部門との連携強化を図り、庁内全体で情報化人材の底上げを推進します。

○　ICTによる自発的業務改善

研修によるICTの能力や知識の増加だけにとどまらず、業務の内容に精通することで、ICTを用いた業務改善の提案・実行が自発的に行われるようにするなど、人事管理部門と連携することで、研修効果を総合的に活用することのできる人材の育成を進めます。

○　外部人材の登用

庁内ネットワークの高度な運用管理や、インターネット等外部ネットワークとの接続環境など、特に専門的知識が求められる分野においては、外部人材の活用も積極的に進めていきます。

（４）個人情報保護・セキュリティ対策

○　セキュリティポリシーの遵守・情報セキュリティ研修体制の充実

平成27年度から特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の取扱いが始まり、個人情報を保護するための情報セキュリティ対策は以前にも増して重要となっています。

海老名市では、「個人情報保護条例」及び「海老名市情報セキュリティポリシー」に基づき、物理的・技術的な面から情報漏えいを防止する方策を整備するとともに、情報を取り扱う職員自身に対しては、定期的に情報セキュリティ研修を実施することで職員のセキュリティ意識の醸成を図ります。また、特定個人情報を取り扱う職員には専門研修を実施することにより、さらなる情報セキュリティ意識向上を図ります。

○　セキュリティポリシーの見直し

新たなICTの効果的な活用とセキュリティ対策のため、国のガイドラインを参考に、随時セキュリティポリシーを最新化していきます。

○　情報セキュリティ監査体制の充実

セキュリティ対策の対象については、電子データや電子媒体だけではなく、文書管理所管部門と協力して紙媒体の情報資産についても同様に取り扱います。

具体的なセキュリティ対策の一例としては、自己点検として内部セキュリティ監査を行い、個人情報が適正に管理されているか、セキュリティポリシーが遵守されているかといった運用状況を確認するとともに、各所管課で導入しているシステムについても、そのセキュリティ対策を確認するシステム監査を定期的に実施します。また、教育委員会部門や指定管理施設のセキュリティ対策についても、確認する方法を検討していきます。

運用状況については、さまざまな対策を実施した結果を精査し、随時PDCAサイクルに基づいて運用体制の見直しを行います。

今後も情報セキュリティ事故が発生することのないよう、予防対策を一層努める必要があることから、外部団体による外部セキュリティ監査の実施の検討を進めていきます。

○　リスクマネジメント

万が一、情報セキュリティ事故が発生した場合に備え、あらかじめ定めた事故対応手順書等に基づき迅速・的確に対応できるよう、対応訓練の実施を継続していきます。

また、リスクに対する定期的な周知・確認を行うとともに、各所管で異なるシステム環境に応じた対応手順についても、情報提供や技術的支援を積極的に行います。

○　ICT-BCP（情報部門の業務継続計画）の運用・見直し

地震やそれに派生する火災及び水害等の二次被害等によって、情報システムに障害が発生した場合は、通常業務のみならず救難救急や復興作業の遂行も非常に困難になってしまいます。

災害が発生した場合であっても、地方公共団体の業務の中断を防止し早期に復旧するために、本市では平成21年度にICT-BCPを策定し、現在では海老名市地域防災計画の一部と位置付け、業務継続訓練を定期的に行っています。

今後は、被災者支援システムの運用方法の見直しを含め、随時計画の見直しを進めていきます。